

# 新潟市立高志中等教育学校いじめ防止基本方針

## はじめに

『いじめ防止対策推進法第13条』及び『新潟市いじめの防止等のための基本的な方針』に基づき、いじめ防止等のための対策を推進し、いじめを見逃さない学校づくりを進めるため、市立高志中等教育学校いじめ防止基本方針を定める。なお、学校基本方針は、生徒や学校、家庭、地域等の実態や社会の要請等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

## I いじめ防止に向けた基本方針

### 1 基本理念

新潟市の基本理念にある「いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。」このことを強く意識し、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し、情報共有しながら指導にあたる。

### 2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外に問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

#### ～いじめの定義～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることがなく、すべての生徒が安心・安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、生徒の変化に気づき、いじめの兆候を見逃さない。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

## II いじめ防止のために実施する施策

### 1 いじめの防止

- (1) 自立性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係や風土づくりに努める。
- (2) いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させ

ない、許さない」という意識の醸成に努める。

- (3) 分かる授業やできる授業をはじめ、一人一人を大切にし、活かす教育活動により学級、学年、学校の風土づくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- (4) 教職員の言動が生徒一人一人や集団に与える影響は決して小さくないことから、教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されることや、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられないことがないよう、十分注意を払い、生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- (5) 全教育活動において、「いじめを許さない・見逃さない校風づくり」に取り組み、生徒、教職員、保護者、地域が協力し、組織的にいじめ防止に努める。
- (6) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、「互敬」の精神をもち、他とかかわることができる生徒の育成を目指し、全教育活動において道徳教育の充実を図る。
- (7) 授業改善に取り組み、生徒の実感・納得を伴う授業を展開し、学習面での生徒の自己肯定感を高める。
- (8) 特別活動を充実させ、生徒一人一人の自己有用感を高める。
- (9) 学年、学級、生徒会活動、部活動などでの望ましい人間関係づくりを推進するとともに、道徳や人権教育の充実を図る。
- (10) いじめの問題を題材とした道徳科の授業や「いじめ見逃しゼロ」を目指す生徒会の活動など、生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- (11) 生徒が充実した学校生活をおくるために、目標をもち、自ら考え行動できる環境をつくり、生徒の自己肯定感を高める。

## 2 いじめの早期発見

- (1) 生徒の変化を適切に捉えるために、複数のアンケートを計画的に、毎月1回以上実施（年間合計12回）する。  
※いじめ発見のためのアンケートについては、調査を実施した日のうちに内容を複数の教職員で確認し、早期に対応すべき事案への取り組みが遅れることのないようにする。アンケートの原本は卒業するまで保管し、いじめ事案への対応のために収集・整理した情報は必要な期間保管し、調査結果資料は卒業後5年間保管する。
- (2) 毎週「生徒指導部会」を実施する。そこで報告された生徒の情報を「生徒の軌跡」にまとめ、学年ごとに回覧し、生徒に関する情報を全職員で共有する。  
また、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催する。
- (3) 教職員は、休み時間や放課後なども積極的に生徒とかかわり、生徒との信頼関係を深める。
- (4) 教職員は、欠席時の連絡や生徒の変化など保護者への連絡などをこまめに行い、保護者との信頼関係の確立を図る。
- (5) 校内研修などにおいて、学校基本方針に対する職員の共通理解を図り、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- (6) いじめ防止等の取り組みの実施状況を学校評価で振り返りながら、取り組みの検証、

修正を行っていく。

### 3 いじめへの対処

- (1) いじめが予見，認知された場合には，迅速かつ適切な初期対応を行い，早期解決を図る。
- (2) いじめを受けた生徒に対して丁寧な聞き取りを行い，事実関係を明確にする。また，生徒の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに，「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。※見守りと問題の先送りを混同せず，問題の解決に向けて迅速・適切に取り組む。
- (3) 事実関係を明らかにするために，いじめを受けた生徒に加えていじめを行った生徒への聞き取りも丁寧に行う。その際，相手の心の痛みを理解させ，自身の行為の問題点についての自覚を促す。また，今後の生活の仕方を考えさせ，自己決定させるとともに，本人の不安定要因への対処を行い，必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を行う。
- (4) いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の保護者に対して適切に事実関係や経過，今後の方針を説明する。
- (5) 周辺の生徒に対しては，自分たちのこととして問題をとらえ，いじめの観衆や傍観者にならず，いじめを未然に防ぎ，止めさせるために一歩踏み出せるよう働きかける。
- (6) 学年の枠を越えた組織的な対応により早期解決を図る。
- (7) 対応の各段階においては，以下の点に留意し，問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
  - ① 事実把握の段階
    - ・ 正確で偏りのない事実調査を行い，全体像を把握する。
    - ・ 生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
  - ② 方針決定の段階
    - ・ ねらいを明確にし，指導の役割分担を決定する。
    - ・ 教職員の共通理解を図る。
  - ③ 指導支援の段階
    - ・ 被害生徒の心情の理解に努める。
    - ・ 原因の把握に努める。
    - ・ 加害生徒が事態の問題点を理解し，十分に反省するように指導する。
    - ・ 被害生徒と加害生徒の融和を図る。
  - ④ 継続支援の段階
    - ・ 再発防止のための対策を講じる。
    - ・ 事後の経過観察を正確に行う。
    - ・ 関係生徒，保護者への支援を継続する。

- (8) いじめの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。  
「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。※再発についての心配がないとする期間は3ヶ月を目安とする。
- (9) 生徒および保護者と信頼関係を構築することにより、幅広い情報収集に努める。
- (10) 教育相談の充実を図る。(5月, 11月, 1月)
- (11) スクールカウンセラー(以下, SC)にも来校時には生徒指導部会に参加してもらい、生徒に関する幅広い情報収集に努める。
- (12) PTA活動, 保護者懇談会, 部活動保護者会などあらゆる場面, 機会を利用して, 保護者との連携を十分に図る。
- (13) 学校だより, 学校ホームページ, 各小学校への学校説明会, 学校運営協議会等を通して, 適切な情報提供に努め, 地域との連携を図る。
- (14) 学校警察等連絡協議会を開催し, 関係機関との連携を十分に深める。
- (15) 山潟中学校区の青少年育成協議会に参加し, 地域関係者との連携を図る。

#### 4 いじめ防止等の対策のための組織の設置

以下のような組織を設置し, いじめ問題に取り組む。

##### (1) 「校内いじめ対応ミーティング」

<目的>

発生したいじめに対し, 校内で迅速・適切に対処すること目的とする。

<メンバー>

校長, 教頭(2名), 生徒指導主事, いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の学級担任・学年主任, 事案に関係する教職員(必要に応じ)

<役割>

この組織は, 学校がいじめの防止等, 特にいじめの対処に取り組む際の中核として, 日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合は, 迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- ・いじめに関わる詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・生徒への指導を行う。

##### (2) 「いじめ対策委員会」

<目的>

いじめ防止等の課題に対して, 学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を發揮して, 組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

<メンバー>

校長, 教頭(2名), 教務主任, 生徒指導主事, 学年主任, 各学年生徒指導担当教諭, 養護教諭, SC, (社会福祉士, 弁護士, 医師) ( )内は必要に応じて

#### <役割>

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、次のような役割を担う。

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
- ・いじめに関する情報や生徒の問題行動に係わる情報の収集と記録，共有
- ・いじめ問題の解決に向けた具体的な方策の検討

### (3) 「中学校区いじめ防止連絡協議会」

#### <目的>

この組織は、中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して，地域全体で生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

#### <メンバー>

教頭（2名），生徒指導主事，PTA会長，民生委員代表，自治会長，江南警察署生活安全課スクールサポーター

#### <役割>

地域全体で生徒を見守り，いじめの防止などに努めるために，中学校区を年に2回（8月・2月）開催し，情報交換を行う。

情報共有とともに，学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進する。

## Ⅲ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

SNSを利用して行われるいじめは，子どもたち同士以外からは簡単に見ることができない場合が多く，発見・実態の把握が困難である。また，いじめが発生した場合，関係する生徒の広域化，複雑化する可能性が高く，長期化する恐れがある。本校の場合，スマートフォンの所持率が高く，SNSを利用したいじめの発生が懸念される。そのためにいじめの未然防止，早期発見に重点を置き，以下の対策を講じる。

### 1 学校で行う対策

- (1) 情報モラル教育を図るため，インターネットの利点と欠点について，道徳部，特別活動部，技術・家庭科が連携して指導にあたり，確かな理解を図る。
- (2) 外部からの講師を招き，生徒に向けたインターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を実施する。
- (3) 内容によっては，躊躇せず警察と連携し，情報の拡散防止に全力を挙げる。

### 2 家庭に対して行う対策

- (1) 入学説明会や保護者会，保護者面談などの機会を利用して，インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- (2) 長期休業前のたよりを通して，生徒のスマートフォン，コンピュータの利用については，保護者の責任および監督の下で行われるよう要請する。
- (3) 生徒がSNSなどでトラブルを起こした，被害を受けた，巻き込まれた等の事態

になった場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障を来している場合は、SNSの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

### 3 トラブル発生時の対応

(1) 2に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバ管理会社、関係機関と連携を密にして、すみやかに現況が改善されるように努める。

(2) 被害生徒、保護者への支援、および加害生徒、保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

## IV 重大事態発生時の対処について

### 1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、校内いじめ対応ミーティングのメンバーが中心となり緊急会議を開催し、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処にあたる。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

### 2 重大事態の意味

生徒がいじめを受けたことにより、次のような状況が生じたときをいう。

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

### 3 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態にかかわる情報を収集し、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要をすみやかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応、調査などについて指導を受ける。

(2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。

(3) 生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

